



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-6312
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング1204区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
HP:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

平成29年に施行される主な法律

本年度、次のように法律が改正となります。対策は大丈夫ですか？

◇改正育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法 改正点 (1月1日施行)

- ・介護休業の分割取得制度の新設（通算93日を上限として3回までの取得が可能に）
- ・介護休暇の取得単位の柔軟化（半日単位での取得が可能に）
- ・介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）の拡充
- ・家族に介護の必要がある場合の残業免除制度の新設
- ・有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和
- ・子の看護休暇の取得単位の柔軟化（半日単位での取得が可能に）
- ・育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等も対象に）
- ・事業主に対するマタハラ・パタハラ等の防止措置義務の新設

☞企業は、各種休業・休暇やマタハラ・パタハラ等の防止措置（相談窓口の設置等）の実施に関する諸規程を整備し、運用を開始することが必要になります。詳細は次号でお知らせ致します。

◆改正道路交通法 改正点 (3月12日施行)

高齢運転者対策（臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設等）、および準中型免許の新設

◇改正個人情報保護法 改正点 (5月30日施行)

- ・個人情報の定義の明確化（要配慮個人情報という新たな分類に属する情報に対する保護の厳格化）
- ・小規模取扱事業者（5000人）の適用除外の廃止
- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認および記録の作成義務）
- ・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト手続）の届出、公表等の厳格化
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
- ・個人情報の開示・訂正・利用停止を求める裁判上の権利の創設

☞取り扱う個人情報が5000人以下の小規模取扱事業者において適用されてこなかった規制が施行後は適用されることに注意しましょう。また社内の情報管理規程等の整備が必要です。

◆消費者契約法 改正点 (6月3日施行)

- ・過量な内容の契約についての取消権の付与
- ・不実告知取消権の前提となる重要事項の拡大
- ・取消権の行使期間の伸長および取消権を行使した消費者の返還義務の限定

・不当条項の規制拡大について

- ①事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項は無効
- ②消費者契約が有償契約である場合に当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項
- ③一般法理に比して消費者の利益を一方的に害する条項

☞社内で使用している契約書の内容について、不当条項に該当しないか検討する必要があります。

平成28年10月 消費者裁判手続特例法施行

消費者集団訴訟制度がスタートしました。今後不当条項についてのチェックは非常に重要になってきます。

「契約締結後は、いかなる理由であれ、損害賠償及び返品の請求には応じません」などの規定はNG!

◇特定商取引に関する法律の一部を改正する法律 改正点 (施行日未定)

- ・規制対象の拡大・整備
- ①指定権利制の見直し（規制の拡大）
- ②通信販売におけるファクシミリ広告への規制
- ③電話勧誘販売における過量販売規制
- ・悪質事業者への対応強化
- ・取消権の行使期間の伸長

◆下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正 (12月頃施行予定)

- ・違反行為事例の追加
- ・特に留意を代する違反行為の追加
- ①引下後の新単価を発注済みの取引に遡及適用する場合の「減額」
- ②燃料費高騰や労務費上昇分等を据え置く場合の「買ったたき」
- ・下請法の対象となる取引例の追加
- ・違反行為事例の取引類型別の分類・見出しの付与

☞改正運用基準を精査し、自社における下請法の対応を見直す必要があります。

(友成、門屋)

ごあいさつ

当事務所では“L I T S” (Legal Information Tips) を皆様にお届けし、随時法律情報をお知らせして参りましたが、発行の間隔が空きすぎ、また法律情報以外の記事が増して参りました。

そこで、此度、新法の制定や法改正をフラッシュレポートとして本紙をお届けすることに致しました。皆様のお役に立てれば幸いです。なお、記事について細かい情報をご希望の方は事務局までお問い合わせ下さい。(堤)